

## 〈免許状更新関係よくあるご質問（FAQ）〉

Q 1 免許状の期限が分からないのですが？

A 1 教員免許状の有効期間確認ツール（文部科学省ホームページ）等で確認できます。

【更新講習確認ツール】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm)

【更新期限のチェック】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

Q 2 更新はどのように行えばよろしいのでしょうか？

A 2 免許状の更新をする場合、一般的に、

1. 更新講習を開設している大学等を確認し、受講申し込みを直接行う。
2. 所要の時間数の更新講習を受講し、受講先から、履修（修了）証明書を取得する。
3. 宮城県教育委員会のホームページに掲載している申請様式により、更新講習受講修了の申請を行う。

簡単には上記のような流れになります。

※1の更新講習を開設している大学等のうち県内で受講できる更新講習については、[宮城県教育委員会教職員課のホームページ](#)からも確認できます。

※更新講習の受講内容等については、直接大学等へお問い合わせください。

※免許状の期限をこれから迎える方の場合、更新講習を受講できる期間は免許状の期限の2年2ヶ月前からになります。それより早い期間に更新講習を受講しても、その講習は申請において無効となりますのでご注意ください。

※旧免許状の方で期限を経過し、休眠状態となっている方については、更新講習はいつでも受講することができます。ただし、受講した更新講習のうち、最初の履修認定年月日から2年2ヶ月以内にすべての講習を受講し、申請まで完了している必要があるのでご注意ください。→図1

Q 3 免許状の期限が令和4年3月31日ですが、その日までに更新講習を受講し終えていればよろしいですか？

A 3 期限の2ヶ月前までに免許管理者（都道府県の教育委員会）へ更新修了の申請を完了していなければなりません。省令上、更新申請は免許状の有効期間満了の日、修了確認期限の日の2ヶ月前までにしなければならないとされているため、令和4年3月31日が期限の方は令和4年1月31日までに申請を終えている必要があります。

Q 4 免許状を取得してから、今まで教員として務めたことがないのですが、今からでも免許状を更新して教壇に立つことはできますか？

A 4 まずはご自身の免許状の期限をご確認ください（Q1を参照）。期限内であれば、有効な免許状となります。すでに、期限を経過しているということであれば、更新講習を受講して所定の手続きを行った後でなければ教員となることはできません。

※新免許状所持者の場合、失効した免許状の取得方法によっては大学等で免許状取得のための単位を再度取り直していただく必要があります。

Q 5 更新の手続きを完了すると、新しい免許状が届くのでしょうか？

A 5 新しい免許状は発行しません。更新の手続きが完了すると、次回の期限を記載した更新の証明書を発行します。次回の手続きまで、お持ちの免許状と更新の証明書と併せて大切に保管してください。

Q 6 更新講習を受講し終えて、これから申請をしますが、免許状の名前が旧姓のままです。名前の書換も行わなければならないのでしょうか？

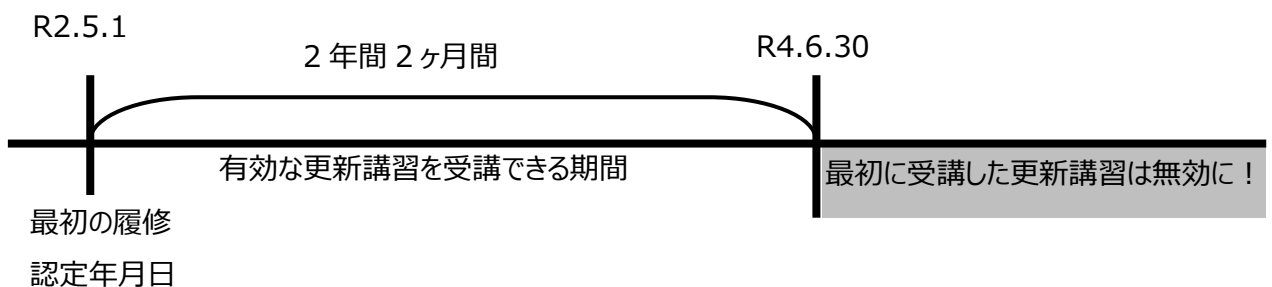
A 6 旧姓の免許状のままでも更新の手続きをすることができます。教員免許に関しては、法律上、氏名や本籍地が変わった場合の書換までは義務づけられていませんので、旧姓のままの免許状でも教員免許としての効力を有します。

Q 7 幼稚園教諭免許状を所持しており、保育園の保育士として働いていますが、現在育児休業中で、期限までに更新講習を受講できません。育児休業を理由に更新期限の延期申請はできますか？

A 7 旧免許状所持者の場合、延期申請ができるのは更新講習の受講義務者に限られ、教育職員ではない（更新講習の受講義務がない）保育士等は延期申請ができません。なお、保育所と幼稚園を兼ねているような園や施設の場合、自身の職が、免許法上の教育職員に該当するかどうかは管理職等に確認してください。

#### 図 1 休眠状態となっている者が更新講習を受講する場合

（休眠状態の方が令和 2 年に更新講習を受講し始め、受講した講習の最初の履修認定年月日が令和 2 年 5 月 1 日である場合）



※最初の履修認定年月日から 2 年 2 ヶ月を過ぎると最初に受講した更新講習は無効となります。

※教育委員会への申請を含めて 2 年 2 ヶ月以内となります。